

# さくら市住民主体による訪問型サービス事業 協力団体募集要項

## 第1章 募集の目的

さくら市（以下「市」という。）では、平成29年に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、従来の介護保険サービスとあわせて、地域の多様な主体が実施する訪問型サービス（日常生活における多様な困りごとの支援）を、必要な方に過不足なく提供できる体制整備を行っています。

要支援認定を受けた方を含む65歳以上の高齢者に対する軽度な生活支援に協力いただける団体を募集します。

## 第2章 事業概要

住民ボランティア等が主体となり、支援が必要な高齢者に対して軽度の生活支援を提供する団体を市が認定し、運営に必要な経費にあてるための補助金（「第5章 補助金の交付等」参照）を交付します。

この補助金の交付を受け、団体が実施する事業内容は以下のとおりです。

### 1 介護予防・生活支援サービスの提供

要支援の認定を受けている方を含む65歳以上の高齢者の自宅において、訪問型生活支援サービス（高齢者の日常生活における多様な困りごとに対する軽度な生活支援）を提供する。

※ 活動内容については、下記の「活動内容の例」を参考にしてください。

### 2 介護予防・生活支援サービス状況の報告

サービスの提供状況について、月ごと市に報告（利用回数や利用内容等）する。

### 3 関係機関との連携

サービスを提供したことによる効果や利用者の感想等について、市からの求めに応じて意見交換を行う。

### 4 助け合いコーディネーターの配置

市をはじめとする関係機関との連絡調整を行う者として、助け合いコーディネーターを1名指名し、市等が主催する会議等へ参加依頼があった場合、協力する。また、日頃より地域課題やニーズの把握に努め、団体の活動に反映させるとともに、生活支援コーディネーターと連携し、地域の課題解決に向けた取組みに協力する。

### 5 保険の加入

市は介護予防・生活支援サービスを安心・安全に提供又は利用できるよう、その活動を

保証範囲とする保険に加入する。

参考：活動内容について

生活支援サービスの内容は、介護予防を目的とした多様な生活支援にかかる活動であることを前提に、団体が決定する。

■活動内容の例

掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、傾聴、電球交換、家具や電気機器の修理、パソコンや電気機器等の操作補助 等  
(利用者の居宅において、日常生活上の多様な困りごとに対する様々な生活支援を広く対象とします。内容について判断に迷う場合は、市高齢課または生活支援コーディネーターまでご連絡ください。)

### 第3章 応募要件

協力団体及び団体に所属する従事者の要件は以下のとおりです。

#### 1 団体及び従事者の要件

団体の要件	従事者の要件
要支援の認定を受けている方を含む65歳以上の高齢者に対し、訪問による生活支援サービスを提供する団体 (サービス提供を行う従事者が5名以上いること。)	有償または 無償ボランティア 等

※ 利用者負担の有無は問いません。(団体にて決定します。)

#### 2 研修の受講

市が実施する研修を受講(応募年度内に1名以上)すること。

(詳細は協力団体に決定した際に別途お知らせします。)

### 第4章 応募・認定方法

#### 1 応募スケジュール

##### (1) 募集要項等の周知及び配布

市ホームページ及び市役所高齢課窓口で本要項を配布します。

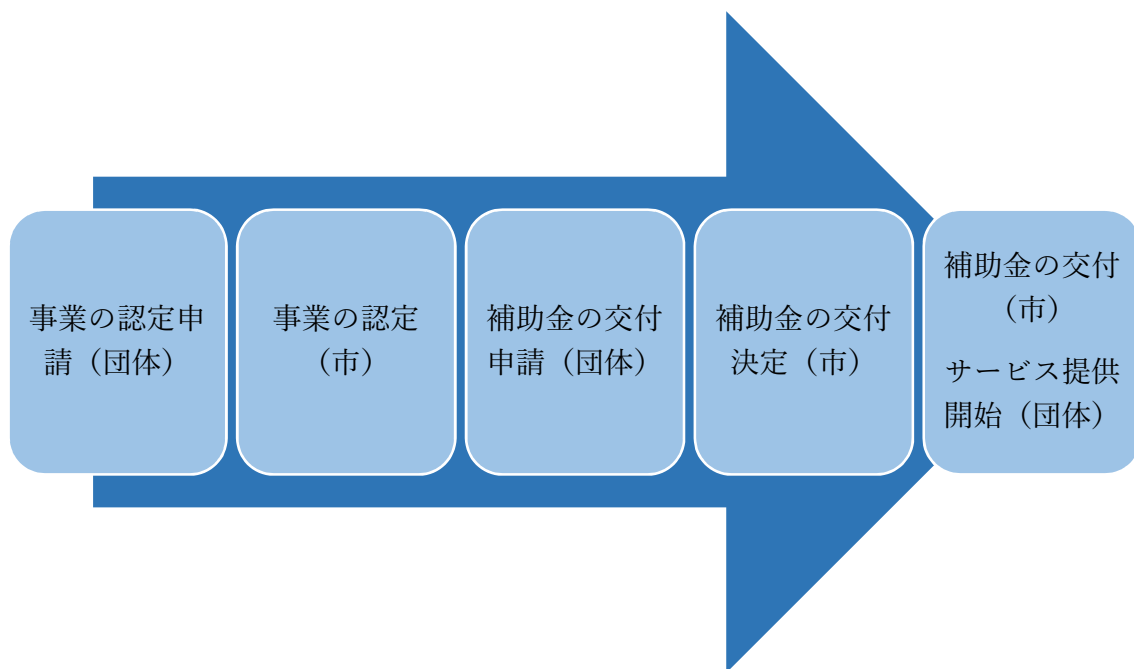
※必要に応じて生活支援コーディネーターが訪問して説明いたします。

##### (2) 募集期間

随時募集

##### (3) 補助金交付までの流れ

補助金の交付までの流れは次のとおりとなります。



## 2 応募方法

### (1) 応募書類

以下のアからオの書類を提出してください。

ア. 事業認定申請書 (様式第1号)

イ. 収支予算書 (様式第2号)

ウ. 活動者名簿 (様式第3号)

エ. 団体の会則

オ. 団体の活動内容のチラシ等

※ 生活支援サービスの内容や提供範囲、利用者にかかる費用などがわかるもの

### (2) 応募書類の提出

上記書類に必要な事項を記入し、付属資料とあわせて、市高齢課まで提出してください。

### (3) その他留意点

出された書類は、理由を問わず返却しません。また、書類の作成・提出に必要な費用は、応募者の負担とします。

## 3 認定方法

書類内容及び実施内容の聞き取り (必要な場合のみ) に基づき、市が住民主体による訪問型サービス提供団体として適していると判断する団体を認定します。

### (1) 認定の視点

ア. サービス提供にかかる予算の適正について

イ. 提供するサービス内容の妥当性について

- ウ. 募集要項に基づく応募要件への適合について
- エ. その他、補助金の交付決定に必要な事項について

(2) 認定の通知

認定された場合には、別途書面にて随時送付いたします。

4 認定数

認定数は、応募団体の申し込みを受け、予算の範囲内で決定します。

5 選定結果の公表

認定結果及び認定された団体の概要や活動実績等について、随時市のホームページやリーフレット等で公表いたします。

第5章 補助金の交付等

1 補助金の内容

生活支援サービスの提供にかかる運営を支援するため、「さくら市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱」に基づき、市が補助金を交付します。

(1) 補助金額

月額上限 2万円

※ 食材料費、調理費並びに建築工事に充てることはできません。

(詳細は市または生活支援コーディネーターにお問い合わせください。)

団体の収支予算書に基づき算定された交付申請額と、ひと月あたりの補助上限額に補助対象月を乗じた額を比較し、いずれか低い額を交付します。

(2) 補助対象期間

サービス提供開始月から令和4年3月末までとします。

2 補助金申請等の手続きの内容

(1) 必要書類

以下のアからオの書類を提出してください。

- ア. 交付申請書 (様式第5号)
- イ. 収支予算書 (様式第2号)
- ウ. 活動者名簿 (様式第3号)
- エ. 団体の会則
- オ. 団体の活動内容のチラシ等

(2) 応募書類の提出

上記書類に必要な事項を記入し、付属資料とあわせて、市高齢課まで提出してください。

(3) その他留意点

出された書類は、理由を問わず返却しません。また、書類の作成・提出に必要な費用は、応募者の負担とします。

### 3 交付の決定

書類内容及び実施内容の聞き取り（必要な場合のみ）に基づき審査を行い、交付決定書により団体に通知します。

#### （1）補助金の支払い

交付決定後、別に指定する請求書書式に必要事項を記入の上、市に提出してください。

希望する場合には年度末までの費用を概算払いにより、指定する口座に補助金を交付いたします。

#### （2）補助金の精算

補助対象期間終了時において、実際に事業に要した費用及び活動実績等を確定し、補助額を精算することとします。

なお、補助対象期間中、何らかの理由により事業が途中で中止となった場合においても、実施月数に応じて補助額を精算します。

## 第6章 その他

### 1 普及啓発にかかる取組みへの協力

市では、地域における助け合いの活動を推進するためのシンポジウムの開催等、地域の助け合い活動に対する普及啓発の取組みを行います。

選定された団体には、この普及啓発にかかる取組みの中で日頃の活動や運営における課題などに関する報告をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 2 生活支援コーディネーターによる活動支援

市では生活支援コーディネーターを配置し、地域における様々な助け合い・支えあい活動を一緒に考え、地域のニーズの把握や必要とされる生活支援サービスを提供する仕組みづくりなどを通じ、地域活動の支援を行っています。本補助金の活用した活動を検討されている団体や補助を受けて活動する際の相談等は生活支援コーディネーターへご連絡ください。

<事務局（提出及び問合せ先）>

住所：〒329-1392

さくら市氏家2771番地（市役所本庁舎1階）

さくら市 健康福祉部 高齢課 地域包括ケア推進係

電話：028-681-1155 / FAX：028-682-1305

E-mail：korei@city.tochigi-sakura.lg.jp

<本補助金の活用に関する相談等>

さくら市生活支援コーディネーター

電話：028-681-1155 / FAX：028-682-1305